

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

＊企業間の連携（オープンイノベーション）

＊IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。（別紙添付）

②支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和6年11月1日 株式会社トリニティアドバンス 代表取締役 松井美樹

労務費の適切な転嫁に関する価格交渉の指針

私たちは、労務費の適切な転嫁に関する価格交渉を透明かつ公正に行い、互いの信頼関係を強化することを約束します。以下は、その指針です。

1. 透明性と信頼関係：労務費の転嫁に関する価格交渉は、透明性を重視してお互いの情報を共有します。相互の立場を信頼理解し、互いの目標を達成できるよう協力します。
2. 公正な取引条件：労務費の転嫁においては、公正で不平等がない条件で合意します。価格の構成については、互いの利益を確保できるよう明確な説明を必要とします。
3. 品質向上と効率化：労務費の転嫁に関する価格交渉では、安定した品質向上に努めます。また、効率的な生産性を向上させ、コストの削減に努力します。
4. 長期的な関係維持：信頼できるパートナーとして互いの成長と利益を支えあう、長期的に持続可能な関係を築き維持していくことを目指します。

この指針を遵守し、労務費の適切な転嫁に関する価格交渉を行うことで、より強固なパートナーシップを築き上げ、共に成長・発展していくことを約束します。

令和6年4月10日
株式会社トリニティアドバンス
代表取締役 松井美樹